

第1号様式(第2条関係)

課長	副課長	係長	係員

給水装置工事申込書（給水装置工事台帳）

令和 年 月 日

只見町長様

給水装置工事をしたいので、只見町水道条例第5条の規定に基づき、申し込みしますので承認して下さい。

1 設置場所 只見町大字 字 番地

2 工事種別 新設・改造・修繕・撤去

3 公認業者

申込者
住所
氏名
電話

FAX

電算整理番号		電算検針番号	
給水開始予定日	令和 年 月 日	給水世帯人口	人
検 査 日	令和 年 月 日		
町 検 査 員			
工 事 費		下記の料金を納入します。	
材 料 費	円	加 入 金	円
労 力 費	円	納付年月日	令和 年 月 日
諸 経 費	円		
計	円		
上記工事費の 契 約 日 令和 年 月 日		設計審査手数料	円
指定給水装置		材料検査手数料	円
工事事業者名		工事検査手数料	円
給水装置工事		計	円
主任技術者名		納付年月日	令和 年 月 日
水道メーター申請書及び保管証書 下記のメーターを申請及び保管いたします。 メーター口径 mm ケ（ボックス付） 令和 年 月 日		道 路 占 用 許 可 種 別 国道・県道・町道 許 可 日 令和 年 月 日 許可番号	

備 考 平面図を添付すること

委任状

只見町長様

上記給水装置工事の申し込み及び施工並びに町に納付すべき納入金に関する一切のこと。

令和 年 月 日

受任者

委任者

委任状

私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を町に委任いたします。

令和 年 月 日

委任者 _____ (印)

給水管所有者分岐同意書（第3条第1号関係）

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

令和 年 月 日

承諾者 住所 只見町大字 字 番地

氏 名 _____ (印)

土地使用承諾書（第3条第2号関係）

本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。

なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

令和 年 月 日

承諾者 住所 只見町大字 字 番地

氏 名 _____ (印)

使用する土地 只見町大字 字 番地

課長	副課長	係長	係員

誓 約 書

只 見 町 長 様

令和 年 月 日

給水装置工事申込者

住 所 只見町大字 字 番地

氏 名 _____ 印

給水装置工事の場所

只見町大字 字 番地

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、町に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

規約・根拠

〔只見町水道条例〕

第5条（給水装置の新設等の申込）

給水装置を新設、改造、修繕、（水道法（昭和32年法律第177号以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

第7条（工事の施工）

給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水工事を施工する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により町長が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第8条（給水管及び給水用具の指定）

町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 町長は指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指定することができる。